

特定教育・保育施設等の利用定員について

1 利用定員とは

子ども・子育て支援新制度における、施設・事業者が給付の対象となることの「確認」を受ける際に設定が必要な定員のこと。利用定員は認定区分（1号～3号、3号は0歳と1・2歳に区分）ごとに定める必要がある。

- (1) 子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けた施設・事業者からの申請に基づき、市町村が確認を行い、給付による財政支援の対象とする。
- (2) 具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業者に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費（委託費）を支払う。

2 利用定員の設定が必要な施設等

(1) 特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所）

(2) 特定地域型保育事業

市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育）

3 利用定員の設定方法

利用定員の設定は、認可定員と一致させることを基本として、施設・事業者の申請により市町村が行うが、その際、施設・事業者と意思疎通を図り、その意向を考慮しつつ、当該施設での最近の実利用人数の実績や今後の見込みを踏まえることが必要とされている。

なお、子ども・子育て支援法第31条第2項及び第43条第3項の規定により、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、審議会等の意見を聴かななくてはならない。

子ども・子育て支援法（抜粋）

第31条

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。

第43条

3 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。